平 成 2 8 年 5 月 サイバー空間の脅威に対する兵庫県官民合同対策プロジェクト

サイバー空間の脅威に対する兵庫県官民合同対策プロジェクト行動計画

1 はじめに

インターネットその他の高度情報通信ネットワークが、県民生活の利便性を飛躍的に向上させ、社会・経済の根幹を支えるインフラとして定着する一方で、県民が犯罪やトラブルに巻き込まれる危険性が高まっており、サイバーセキュリティの確保が重要な課題となっている。とりわけ、インターネットバンキングに係る不正送金事犯にあっては、平成25年以降、被害が急増し、その後も高止まりの状況が続いているほか、ソーシャル・ネットワーキング・サービスについては、児童が性的な被害に遭うなどのトラブルに巻き込まれるケースや、なりすまし等によって犯罪に悪用されるなど、様々な問題が指摘されているところである。

こうした情勢を背景として、政府においては、「サイバーセキュリティ戦略」等に基づき各種対策が推進されており、本県においても平成24年9月に「サイバー空間の脅威に対する兵庫県官民合同対策プロジェクト」を設置し、官民の関係機関や関係事業者・団体等(以下「官民」という。)が一体となった取組を推進しているところであるが、今後も、サイバー空間の脅威は、ますます多様化・複雑化することが予想される。

したがって、サイバー空間における県民の安全と安心を確保するためには、官民が一体となった対策を継続する必要があることから、具体的に実施すべき事項を本行動計画に明記し、これに基づいて、官民がそれぞれ自主的かつ主体的な取組を推進することとする。

2 基本理念

官民が一体となって、サイバー空間の脅威に対する県民の対処能力の向上と安全で安心なインターネット利用環境の整備に関する取組を推進することによって、サイバー空間の脅威から県民の安全と安心を確保する。

3 基本方針

- (1) サイバー空間の脅威等の実態把握と情報の共有 サイバー空間を巡る様々な脅威の実態や各取組を推進する上で必要な 事項の把握に努めるとともに、構成員相互で情報の共有を図る。
- (2) サイバー空間利用者を守るための取組 サイバー空間を利用する者に対して、脅威の実態やその対処方法等に

関して、重層的に伝達できる基盤を整備するとともに、被害やトラブルの防止を目的とした取組を推進する。

(3) 安全・安心なインターネット利用環境の整備

サイバー犯罪に利用される可能性がある施設等の実態を把握し、利用者の安全対策や追跡可能性の確保などの措置が講じられるよう取組を推進することにより、安全で安心なインターネット利用環境の整備を図る。

4 取組事項

(1) 構成員等の意識啓発と対処能力の向上【共通取組事項】

あらゆる脅威に的確に対処し、県民の視点に立った取組を推進するため、サイバー空間の脅威の実態や対処方法等に関する研修を開催するなど、構成員及びその他関係機関・団体等の意識啓発と対処能力の向上に努める。

(2) 実態把握と情報の共有【共通取組事項】

構成員相互の協力・連携体制の充実を図り、サイバー空間の脅威を巡る新たな手口によるトラブルや被害事例等を収集・分析して、実態把握に努めるとともに、構成員相互において情報の共有に努める。

(3) サイバー空間利用者を守るための取組【一般対策、青少年対策】

ア 対象に応じた啓発講座の開催

サイバー空間を利用する県民や民間事業者など、対象に応じて各種 啓発講座を開催し、情報セキュリティ対策やインターネットの適切な 利用方法等について具体的かつ分かりやすく啓発する。

イ 広報啓発活動の推進

関係機関・団体が管理しているウェブサイトやSNS等の幅広い広報媒体を活用し、利便性の高い情報発信に努めるとともに、フォーラム・シンポジウム等、各種イベントを開催するなど総合的な広報啓発活動を推進する。

ウ サイバーボランティアの支援・育成

サイバーパトロールや、講演活動等の各種啓発活動を担うサイバーボランティアを支援・育成し、同ボランティアによるサイバー空間の浄化活動や啓発活動を推進する。

- エ 青少年のインターネットの適切な利用等に関する取組の推進
 - (ア) 学校における情報モラル教育等の推進

県下各学校において児童生徒に対する情報モラル教育及び情報通信技術の活用指導を推進するとともに、教育関係者の指導力向上に関する研修の実施、教材等の作成・提供などの必要な支援を行う。

(イ) インターネット利用に関する基準 (ルール) づくりへの支援 インターネット利用に関する基準づくりへの支援が県内全ての人 々の努力義務とされたことを踏まえ、保護者をはじめとする県民に対し、青少年の現状や適切な管理方法等について周知啓発し、家庭や地域における取組を支援する。

また、学校や地域において、児童生徒が情報モラル等について自ら考えたり、大人とともに話し合う機会を提供し、児童生徒が主体となった基準づくりを支援する。

(ウ) フィルタリングの利用促進

保護者に対する啓発や携帯電話事業者等に対する働きかけにより、 フィルタリングの利用促進に努める。

- (I) 「ネット上のいじめ」に対する取組の推進 コミュニティサイトなどを通じた「ネット上のいじめ」に対して、 その実態把握を行うとともに、関係機関等の連携により、未然防止、 早期発見、早期対応につながる取組を推進する。
- (4) 安全・安心なインターネット利用環境の整備【環境対策】
 - ア インターネット利用環境の安全・安心の確保に向けた取組の推進 インターネット利用環境を提供している施設等において、利用者の 情報通信の保護、違法・有害情報の閲覧防止措置、利用者への注意喚 起等の安全対策及び利用者を特定し得る情報の収集・保存等の追跡可 能性の確保の措置が講じられるよう、各種取組を推進する。
 - イ 事業者等の自主的な取組への支援・促進

インターネット利用環境を提供する事業者等において、防犯意識の 高揚、ガイドラインによる自主的な規制、各種課題解決に向けた取組 等、安全で安心なインターネット利用環境の整備に向けた取組を促進 するとともに、既に取組を行っている事業者等に対して、更に効果的 な取組が推進されるよう支援する。

5 行動計画の見直し等

取組状況については、1年に1度、公表することによってその実効を図るとともに、サイバー空間の脅威の情勢や取組の推進状況等を踏まえ、3年後を目処に行動計画を見直すものとする。

ただし、急速な情勢の変化に伴い、新たな課題が生じた場合には、対策を検討し、行動計画に明記されていない事項であっても、柔軟かつ積極的な取組を推進することとする。